

## 公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、橋本農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに、公告する。

なお、当該変更後の橋本農業振興地域整備計画書は橋本市経済推進部農林振興課において縦覧に供する。

### 意見書の要旨

提出された意見要旨	件数	処 理 内 容
	なし	

令和8年3月30日

橋本市長 平木 哲朗